

国際大会派遣選手選考規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）又はアジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）が、主催又は公認するパワーリフティング選手権大会及びベンチプレス選手権大会（以下まとめて「国際大会」という）に、日本代表選手として派遣する競技者を選考するための条件について定めるものである。

第2条（派遣選手選考大会）

- 1 国際大会に派遣する競技者の選考大会（以下「選考大会」という）は、本協会が主催する以下の各号の全国規模の競技会（以下「全国大会」という）とする。
 - （1）全日本男子パワーリフティング選手権大会
 - （2）全日本女子パワーリフティング選手権大会
 - （3）全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会
 - （4）全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会
 - （5）全日本マスターズパワーリフティング選手権大会
 - （6）ジャパクラシックパワーリフティング選手権大会
 - （7）全日本ベンチプレス選手権大会
 - （8）ジャパクラシックベンチプレス選手権大会
- 2 技術委員会は、毎年12月までに各国際大会の選考大会を指定し、理事会の承認を得た上で、国際大会派遣選手選考基準を翌年1月1日付けで公表するものとする。

第3条（選考条件）

- 1 前条第2項において指定された選考大会に出場し、その出場階級において優勝した競技者は、前条第2項で該当する国際大会の出場権利を得るものとする。
- 2 前条第2項において指定された選考大会の出場階級において優勝した競技者が、該当する国際大会への出場を辞退した場合、同一大会における同一階級の次順位の競技者が出場権利を得るものとし、以降も同様とする。
- 3 欠員のある階級が生じた場合は、前条第1項に定める選考大会に出場した該当しない階級の次順位競技者の中より、フォーミュラ係数の高い順に派遣枠が満たされるまで、出場権利を付与することができる。
- 4 競技者が、選考大会の参加申込において、国際大会への参加希望の意思表示をしていない場合、国際大会の日本代表選手の選考対象から除外する。
- 5 技術委員会は、選考対象の競技者の中に「競技者等に関する倫理規程」に抵触する等の欠格事由のある競技者がいる場合、当該欠格事由のある競技者を選考対象から除外することができる。
- 6 選考対象となる競技者は、原則として、本協会が指定する医療機関において健康診断を受け、診断結果を本協会に提出し、国際派遣が可能な健康状態であることが証明された者とする。
- 7 サブジュニア、ジュニア及びマスターズのカテゴリにおいて、対象となる国際大会が

選考大会の翌年に開催される場合、選考時に派遣時のカレンダーイヤー（毎年12月31日時点での年齢をいう。以下同じ）へ繰り上げて選考対象に加えるものとする。

- 8 技術委員会及び国際委員会は、必要に応じて、第1項乃至第7項以外の選考条件、制限条件等の細目を別途定めることができる。

第4条（国籍等条件）

- 1 前条に定める選考条件を満たしている競技者が、日本代表選手として派遣候補となるためには、日本国籍を有していなければならないものとする。
- 2 前項を満たさないものが日本代表選手として派遣候補となるためには、下記の条件をすべて満たさなければならないものとする。
 - (1) 日本国での居住、かつ選手登録を1年度以上継続していること。
 - (2) 過去に以前の所属国で、出場停止処分等を受けたことがないこと。

第5条（派遣候補選手の選考手順）

- 1 技術委員会は、第3条の選考条件及び第4条の国籍条件を満たす競技者（補欠者を含む）のリストを作成し、国際委員会に引き継ぐものとする。
- 2 国際委員会は、選考大会終了後に、前項のリストに掲載された競技者に対して、あらためて参加の意思確認を行うものとし、この意思確認の結果に基づいて、派遣選手の候補（以下「派遣候補選手」という）を選考する。

第6条（日本選手団の承認）

- 1 国際委員会は、第5条の規定により選考された派遣候補選手及び、団長等の選手団役員を選任して日本選手団（以下「選手団」という）のメンバーリスト案を作成する。なお、選手団役員の選任基準については、別途定める。
- 2 国際委員会は、前項の規定により選考された選手団のメンバーリスト案を、選考理由を付して本協会の理事会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の承認後においても、選手団のメンバーに、本協会の「競技者等に関する倫理規程」及び「役員職員倫理規程」に抵触する等の欠格事由のある選手団役員、派遣候補選手等がいる場合、理事会は該当者を選手団から除外することができる。

第7条（選手団の公式発表等）

- 1 前条第2項の規定に基づいて理事会が承認した選手団は、本協会により公式発表されるものとする。ただし、以下の条件が満たされる場合、理事会承認を待たずに公式発表を行うことができる。
 - (1) 国際委員会は、選手団メンバーリスト案の選考理由を審査し、その適合性を確認していること。
 - (2) 国際委員会は、書面による選考結果の通知（電磁的方法を含む）及び選手団のメンバーリスト案を本協会事務局に提出し、これらの書類が本協会事務局によって保管されていること。
- 2 前項による選手団の公式発表後、競技者において階級変更が生じる場合の対応については、選手団の団長の判断に一任する。

第8条（不服申し立て）

選手団の選考に関する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月4日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年5月16日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年5月11日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年10月5日に改訂し、同日から施行する。